

平成28年10月28日  
沖 縄 防 衛 局

## 西普天間住宅地区におけるアスベスト含有埋設管の除去作業のお知らせ

当局では、平成27年3月末に返還された西普天間住宅地区において、支障除去措置の一環として工作物撤去工事を実施しているところ、地中からアスベストを含有する給水管及び電線保護管が発見されました。

このことから、平成28年10月14日に給水管の除去に関する届出を沖縄県に提出し、現場における作業を10月29日以降に着手することとなりましたのでお知らせいたします。

また、電線保護管についてもアスベストの含有が確認されていることから、今後、同様に届出を行い適切に除去していくこととしています。

除去作業の実施に当たっては、これまで同様、沖縄県及び労働基準監督署等の指導の下、沖縄県生活環境条例及び石綿障害予防規則の基準に則り、アスベスト飛散防止対策を講じるとともに、作業現場周辺における大気中のアスベスト濃度の測定を行うなど、万全の対策を講じることとしていますので、近隣の皆様には、ご理解のほどよろしく願いいたします。

### 記

1. 工 事 場 所：西普天間住宅地区内
2. 工 事 期 間：平成28年10月29日以降～平成29年2月頃
3. 工 事 概 要：西普天間住宅地区内の工作物撤去に伴い、アスベスト含有埋設管（非飛散性）の除去

※上記の石綿含有建材については、現状としてただちに飛散するものではありません。

4. 粉塵飛散対策：①湿潤化、②施工区域の粉塵濃度測定